

スクランブル交差点付近における大切な交通ルール

ア 歩行者は歩道を歩く

歩行者は、歩道があるところでは必ず歩道を歩いてください。

イ 歩行者は横断歩道上を歩いて横断する

歩行者は、横断歩道があるときには必ず横断歩道上を歩いて横断しなければなりません。危ないので横断歩道の手前から渡り始めてはいけません。

ウ 歩行者用信号が点滅したとき、渡る前なら次の信号を待ち、交差点内の時は、すぐに横断を終えるか、引き返すかする

渡る前に歩行者用信号が青点滅したときは次の青信号を待ち、交差点内で青点滅したときにはすぐに横断を終えるか、引き返すようにする。

エ 歩車分離式では、車は車用、歩行者は歩行者用の信号機の指示を守る

ここに歩車分離式と書いてあります。車は車用、歩行者は歩行者用の信号機の指示を守らなければいけないということです。



(図は自転車安全利用のためのルールブック(R4.7 発行)より引用)

しちけんやきたこうさてん
七軒家北交差点

オ 自転車は車道を通らなければならない

ふつう、自転車は車道を通らなければなりません。ただし、わたしたちのような13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人、駐車車両や交通量が多いなど車道を安全に通行することができない場合は歩道を通行できるという例外もあります。



カ 自転車は、押して歩けば歩行者で、乗って進めば車となる

自転車は、押して歩いているときは歩行者と同じですが、乗っているときは車と同じになるので、車に乗っているんだという意識をもって自転車に乗りましょう。



キ 歩道は歩行者優先

自転車が歩道を通行するときには、歩道の中央から車道よりの部分を通行しなければなりません。また、すぐ停止できるような速度で運転しなければならないとともに、歩行者の通行を邪魔しそうなときは、一時停止しなければなりません。(歩道は歩行者優先)